

(単位:円)

支払年月	報酬	給料	職員手当等	共済費	災害補償費
2025年4月	546,876,479	1,121,748,047	3,195,113,156	400,179,750	6,432
2025年5月					
2025年6月					
2025年7月					
2025年8月					
2025年9月					
2025年10月					
2025年11月					
2025年12月					
2026年1月					
2026年2月					
2026年3月					

節	内容説明
報酬	非常勤職員の勤務に対する反対給付であり、常勤職員の給料に対応するものです。 ・区議会議員の報酬 ・執行機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬 例) 教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員 ・附属機関たる委員会等の委員及びその他の非常勤職員の報酬 (1) 附属機関の委員 例) 区民評価委員会委員、情報公開・個人情報保護審議会委員、財産価格審議会委員等 (2) その他の非常勤職員 例) 学校医、保育園嘱託医、家庭相談員、統計調査員等
給料	区の常勤職員に支給されるもので、その額、支給方法は条例で定められています。 例) 区長等の給料等に関する条例、職員の給与に関する条例等
職員手当等	原則として、区の常勤職員に支給されるもので、その額、支給方法は条例で定められています。 例) 扶養手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当、通勤手当等
共済費	区がそれに属する職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、相互救済の目的で支出するものです。
災害補償費	職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する条例第3条によるものです。
賃金	職員の勤労に対する反対給付のうち、報酬並びに給料及び諸手当を除くものです。